

第3回 大丸有スマートシティプロジェクト アドバイザリーボード 議事要旨

日時)2025 年2月27日10:00~11:30

場所)DMO TOKYO Marunouchi

■議事

1. 監査(カメラ管理運用委員会内)の実施について
2. カメラ状況報告(新規設置)とそれに係る対応について
3. AI 警備実証実験について
4. クラウドカメラ設置検討について
5. TOKYO OASIS 投稿機能について
6. AI チャットボットについて

■議事要旨

① 議事1 大丸有地区カメラシステム管理運用規程(以下、「本規程」という。)に定める監査の実施について説明し、委員から以下の意見および提言を受けた

- ・ 第 5 条について、定期的なコンプライアンスチェックが必要。以下の二つの観点がある

➤ タイミング

チェックをするタイミングは 3 つあり契約前・契約中・契約終了時。

➤ 確認項目 ※頻度は例示であり、リスクに応じて検討される。

・ファイナンス…3 年に 1 度の確認。

・セキュリティ…1 年に 1 度の確認

確認方法および頻度はリスクを鑑みて検討して欲しい。

- ・ 来期以降も監査を進めていくにあたり、運用管理規定に監査の根拠になる規定を入れておくべき。11 条 2 項に委託先管理という点を設けるのが良いと考える。

② 議事2 カメラ状況報告(新規設置)とそれに係る利用目的等の告知対応について説明した。

③ 議事 3 AI 警備実証実験について以下枠内の内容を報告し、委員から以下の質疑を受けた

【MARUNOUCHI STREET PARK でのカメラ活用に関して実施した事項】

- 防犯カメラを活用し、リアルタイムな駆け付け警備に関する実証を実施
- AI 画像解析によるイベント時の群警備の効率化に関する実証を実施

- ・ AI の検知率が悪いのはなぜか。

(協議会発言)今回は夜間・屋外であったこと、カメラからの距離が遠いということが検知率の低い原因であると考えられる。

④ 議事 4 クラウドカメラ設置検討について以下枠内の内容を説明し、委員から以下の意見および提言を受けた

【クラウドカメラ設置について検討中の事項】

- データ流出／ハッキングリスク
- 個人情報保護法との関係について

- クラウドのデータ管理／契約リスク
- 利用者のプライバシー問題

- ・ クラウドのリスクは一般的な対処ができれば問題ない。
- ・ 個人情報に関しては顔が映っていれば個人情報である。加えて特徴量をとると単なる個人情報であったものが検索可能な個人データになる。個人データになると、安全管理措置や第三者提供など個人情報保護法の中心的な義務がかかってくるため違いは大きい。特徴量をとらないということが非常に重要。
- ・ データの第三者リスクについては、下記の通りに分類ができる。
 - 提供でない…クラウドを利用する際にベンダーがデータを取り扱わない場合
 - 提供である…ベンダーがデータを取り扱う場合
 - ◇ 委託提供:委託元の利用目的の範囲内でのみデータの取り扱いを行う
 - ◇ 第三者提供:ベンダー側がどのような利用目的でも自由にデータの取り扱いをしてよい
- ・ 利用者のプライバシー問題については、カメラが増えていくということは問題ないが、カメラの設置を拡大していく際には、どのような社会的必要性があって拡大するのかを説明する必要があるであろう。
- ・ AWS は基盤であるため、API で接続された後にそれぞれ管理主体が変わってくると考えられる。コントロールの主体は他の方になるかもしれないが、データの管理責任は協議会から離れることはないので、そこについてはシステムの統制など、どこまでの責任をとるのかというのは整理をしたほうがいい。
- ・ AWS のデータセンターは契約で日本に指定できるのでした方が良く考える。委託提供の場合でも、海外に渡す場合は第三者提供と同じになってしまうため、第三者提供と同じ扱いにならないために国内リージョンを指定することを推奨する。
- ・ 有線かクラウドかで考えると有線に安心感があるかもしれないが、時代の動きについていけなくなる。クラウド前提に考えてやるべきことをしていくべきなのではないか。
- ・

⑤ 議事 5 TOKYO OASIS 投稿機能について以下枠内の内容を説明し、委員から以下の意見および提言を受けた

【TOKYO OASIS 投稿機能に関して検討中の事項】

- 不適切な内容(特定の店舗や個人への誹謗中傷や、政治的思想の強い内容など)の文章の投稿がされた場合の対応方法
- 個人情報が特定できるような写真の投稿がされた場合の対応方法

- ・ 利用規約の記載は「許可を得ていない人の姿を投稿しないでください」という旨の文を記載すれば、プラットフォームとしては義務を果たしているといえる。それでも該当する投稿があった場合には、肖像権侵害はどうしても発生してしまう問題であるため、削除依頼に対応するというのが一般的。アカウントごと消去してしまうと問題が生じる場合があるが、個々の投稿を消しても法的問題にはならず紛争化はしない。
 - ・ コメントや写真は著作物になるので著作権の取り扱いを利用規約で明記しておくということが重要。その著作物を AI 解析する場合には、それに対してのライセンスをもらうということになるが、そういったことも利用規約に書いておくのが良い。
 - ・ 写真の映り込みについての配慮が必要かという点については、利用規約に「第三者への権利侵害はおやめください」というように広い書き方で禁止事項を明記しておくのが良い。
- (協議会側)投稿された写真にこちらで編集してモザイクをかける場合などは、その旨利用規約に記載したほうが良い。
- ・ それは著作物を改変するという行為になってしまうため、「投稿内容は改変・消去をする場合があり、当社の目的で利用します」という内容のライセンスを取ったほうが良い。

- ・ Oh MY Map!について確認すると利用規約ではない部分に「利用者は権利者の許可なく所有権・著作権を含む知的財産権・肖像権・パブリシティ権を侵害する一切の行為を禁止する」という記載があった。こちらの記載で最低限の部分は問題ないといえる。

⑥ 議事 6 丸の内 AI チャットボットについて以下枠内の内容を説明し、委員から以下の意見および提言を受けた

【丸の内 AI チャットボットに関して検討中の事項】

- 個人情報について
- プライバシー保護と倫理的観点について

- ・ 個人情報については、個人情報を取得していない旨を記載するのが良い。また、契約違反がないかどうかという観点で利用規約に同意するかの記載が必要。RAG の場合 30 条の 4 という著作権法上の AI 学習を許容している規定が使えない場合があるので、その場合 47 条の 5 という別の規定を使って軽微利用にあたるかという検討をしていかないといけないためご確認いただきたい。

以上